

令和4年(ワ)第70号 妨害予防請求事件

原告 中国電力株式会社

被告 上関原発を建てさせない祝島島民の会

## 準備書面(9)

令和6年 9月 2日

山口地方裁判所岩国支部 御中

被告代理人弁護士

中 村

覺  
印  
覺

同

田 畑 元

久  
印  
覺

同

山 本

直  
印  
覺

同

古 本 武

男  
印  
覺

同

石 森 雄 一

郎  
印  
覺

### 1 原告の準備書面6に対する反論(権利の濫用)

本準備書面では、原告の準備書面6のうち、権利の濫用に関する主張に対して、以下のとおり、反論及び求釈明を行うものである。

### 2 山口県知事の要請と埋立工事の中止について

原告は、「原告は、公有水面埋立権に関して、埋立に係る工事竣工期間伸長許可申請を行い、山口県から免許を得たことにより、公有水面埋立免許を維持しており、その権利の内容や効力に法律上の制限が課されているものではない」旨を主張する（同準備書面2頁）。

しかしながら、被告は、原告が山口県知事から公有水面埋立免許を得たこと、同免許の竣工期限の伸長許可を得て同免許が現在維持されていることを争ってはいない。

被告が主張しているのは、①原告が公有水面埋立免許を得て、同免許の竣工期限の伸長許可を得ている一方で、山口県知事からの、「発電所本体の着工時期の見通しがつくまでは、埋立工事を施行しないこと」という要請を受けて、本件埋立工事の施行が長期間中断されているという事実の存在及び、②発電所本体の着工時期の見通しは現在も全くつかず、山口県知事からの上記要請が撤回されて、原告が本件埋立工事を再開できる見通しも全くついていないという事実の存在を、権利の濫用を基礎づける諸事実の一つとして主張しているものである。

また原告は、埋立工事を中断していることについて、「自主的な判断として、（中略）上関原子力発電所建設設計画における準備工事たる公有水面埋立工事の施行につき、慎重に対応することとしているにすぎない。」と主張する。

しかしながら、公有水面埋立免許の許認可権者である山口県知事がこうした要請を行うことは、極めて異例なことであり、要請に法的な拘束力がないとしても、原告がこれを無視して埋立工事を再開することは事実上不可能である。実際に、山口県知事からの要請に基づく工事の中止は、長期間に及んでおり、この間に、原告が山口県知事に対し、要請の撤回を申し入れたり、要請の撤回について山口県知事と協議をした事実もない。かかる事態は、原告が主張する

ような「慎重に対応することとしているにすぎない」という言葉だけでは到底説明できない極めて異常な事態である。

このように公有水面埋立権の最も中心的な権利内容である埋立工事の施行が長期間再開できず、埋立工事が再開できる時期の見通しもつかない状況のもとで、公有水面埋立権に基づく妨害予防請求を認めることは権利の濫用であるというのが、被告の主張である。

### 3 原子力規制委員会との相談、協議について

(1) 原告は、「原告が海上ボーリング調査を実施するにあたり、その実施方法等につき事前に原子力規制委員会と協議しなければならない根拠はない。」旨を主張する。

しかしながら、被告は、原告が海上ボーリング調査を実施することについて、事前に原子力規制委員会と協議しなければならない法的義務がある旨を主張しているのではない。被告が主張しているのは、すでに原子炉設置許可申請を行った後に行う海上ボーリング調査について、同申請の審査を担当する原子力規制委員会との間で何らの相談、協議もしていないことは、一般論として、不自然、不合理であることを指摘しているものである。そのことは、単なる一般論にとどまらず、以下に述べる、原告が原子炉設置許可申請後に海上ボーリング調査を実施するに至った過去の経緯に照らしても明らかである。

(2) 過去の経緯

原告は、平成21年12月、上関原子力発電所1号機の原子炉設置許可申請書を経済産業省に提出した(乙20)。同申請書では、原発施設の耐震設計上の基準地震動が、961ガルとされていた。これは、既知の活断層である岩国一五日市断層のほかに、事前の調査で本件原発の敷地周辺に多くの断層が確認されたことを踏ま

えた数値であった。

原子力安全保安院（当時）は、平成22年5月、上関原発建設予定地の現地視察を行った（乙21の1～3）。そして、同年7月～9月に開催された地盤耐震意見聴取会において、専門家から、原告が提出した資料の中で別々の断層群とされているものが、つながって連動する可能性が指摘され、また陸域の破碎帯や断層の活動性について、さらに精査することが求められた（乙22の1～2）。

これを受けた原告は、原子炉設置許可申請後の追加調査として、断層の活動性の評価の見直しを開始した（乙23）。追加調査は、周辺陸域について平成23年第1四半期まで、海域について同年第2四半期まで、敷地の追加試掘坑調査を第3四半期までに実施する計画であったが、この追加調査の工程の途中で、東日本大震災が発生し、追加調査は中断された（乙24の1～2）。

(3) このように、原発施設の敷地内断層の活動性の評価に関する調査は、原告だけの自主的判断で開始されたものではなく、当時原告の原子炉設置許可申請を審査していた原子力安全保安院の指摘を受けて開始されたものであった。

こうした過去の経緯に加えて、福島第一原発事故後に制定された新規制基準において活断層の評価や基準地震動に関する審査基準が厳格化されたことは周知の事実であることを考え合わせると、現在原告の原子炉設置許可申請の審査を担当しているはずの原子力規制委員会との間で、何らの相談、協議もしないままに海上ボーリング調査を行うことは極めて不自然、不合理である。

言い換えると、原告が提出した原子炉設置許可申請は、現在まで正式に不許可処分になってはいないものの、今後同申請に対する審査が再開される可能性はなく、原告が提出する資料を準備す

るために実施する海上ボーリング調査について、原子力規制委員会との間で相談、協議を行うことすらできない程度に、完全に形骸化した申請となっている実態を示しているものである。

#### (4) 求釈明事項

原告が提出した原子炉設置許可申請について、原子力規制委員会で審査が進んでいないのは、どのような理由によるものか。またこの件について、原告は原子力規制委員会からどのような説明を受けているのか。

### 3 原子力発電所本体の着工の見通し

原子力発電所本体の着工の見通しがつかないという被告の主張に対する原告の反論は、「既に公有水面埋立免許を有している原告が、埋立工事の前に実施する必要がある海上ボーリング調査を計画・実施することに何ら不合理な点はなく、特段『突出した』取組でもない」というもので、原告の主張の結論部分だけを簡単に述べたもので、原子力発電所本体の着工の見通しに関する具体的な反論は一切されていない。したがって、この点に関する原告の反論は、およそ反論の体を成していない。

### 4 使用済核燃料の中間貯蔵施設の建設計画について

原告は、被告の「本件海上ボーリング調査は、原子炉設置許可申請に必要なデータを取得する目的で行われる調査ではなく、真実は使用済核燃料の中間貯蔵施設の建設に必要な活断層に関するデータを取得する目的で行われる調査である疑いが濃厚である」との主張に対して、「被告の上記主張は、根拠のない憶測と独自の解釈に基づくものに過ぎず、理由がない。」と主張する。

しかしながら、本訴訟において、被告は原告に対し、上記の疑義を

ただすために、本件海上ボーリング調査で取得したデータを、使用済核燃料の中間貯蔵施設の設置許可申請に使用するのか否かを明らかにするよう、再三求釈明をしたが、結局原告は曖昧な態度に終始し、明確な回答をしなかった。このような原告の態度は、明確な回答をすると原告に不利益な事態となることを避けるためであると考えざるを得ない。したがって、この点に関する被告の主張には理由がある。

## 5 祝島の漁民の自由漁業の権利について

原告が妨害予防請求を求める海域において、祝島の漁民が、実際に自由漁業をしていることについては、別途主張、立証する。